全国脊髄損傷者連合会千葉県支部 ボランティアスタッフ規則

(目的)

第1条:本則は、全国脊髄損傷者連合会千葉県支部(以後「支部」という。)が、支部の円滑な 運営のため、正会員、賛助会員以外にボランティアスタッフを受け入れ、活動の手助 けを受けること定める。

(募集)

第2条:支部は、ボランティアスタッフになるための人材を、随時募ることができる。

(登録)

- 第3条:支部は、本人の申し出により所定の手続きにてボランティア登録を願い出た者につき、ボランティア名簿に氏名、性別、年齢、住所、電話番号、電子メールアドレス等の連絡先を登録する。
 - 2. 前項にかかわらず、ボランティア名簿に本会の正会員は登録することができない。
 - 3. ボランティア名簿は、支部長または支部長から委任を受けた役員が管理し、支部は登録された情報を本則の目的以外には使用しない。
 - 4. 支部は登録された情報を本人の許可なく、一切漏洩しない。
 - 5. 登録の期間は永久とする。

(削除)

- 第4条:ボランティアは、本人の申し出によりいつでもボランティア名簿から登録された情報の 全部または一部を削除することができる。
- 第5 条:支部は、ボランティア名簿に登録された者が、本則の目的達成を阻害する恐れがあり登録に不適当と判断した場合、総会または役員会の決定によりボランティア名簿から削除することができる。

(受入れ)

- 第6条:支部は、総会、役員会その他支部の(準備を含む)事業を行うにあたり、ボランティア 名簿に登録された者の中からボランティアスタッフを受け入れることができる。
 - 2. 支部長または支部長から委任を受けた役員(以下「担当役員」という。)は、受け入れに際してボランティア本人に参加の可否を聴取し、事業ごとにボランティアスタッフを決定する。
 - 3. 担当役員は、決定したボランティアスタッフに対し受け入れの事実を連絡し、活動の依頼を行うとともに参加の了承を得る。
 - 4. 受け入れの人数は、総会、役員会その他支部の事業ごとにその都度決定する。

(ボランティアスタッフの役割)

第7条:ボランティアスタッフは、支部事業を円滑かつ安全に行うため、役員の指示のもとその 活動をサポートする。

(交通費)

- 第8条:ボランティアスタッフは、事業に参加する際に活動の場への往復に必要な交通費については、原則自己負担とする。
 - 2. 前項にかかわらず、移動距離が長く、社会通念上相当と思われる交通費を大きく超えるような場合は、支部がボランティアスタッフの交通費を負担することもある。
 - 3. 前項の場合、支部は受け入れ事実の連絡に際し、ボランティアスタッフにその旨を伝える。

(行事費用)

- 第9条:支部は、ボランティアスタッフが事業に参加する際、必要となる費用(会費等)については、原則負担する。
 - 2. 前項にかかわらず、ボランティア活動に対し社会通念上相当と思われる費用を大きく超 えるような場合は、ボランティアスタッフに費用の全部または一部を負担してもらう ことがある。
 - 3. 前項の場合、支部は受け入れ事実の連絡に際し、ボランティアスタッフにその旨を伝える。

(ボランティアスタッフの権利)

第10条:ボランティアスタッフは、次の権利を有する。

- (1) ボランティアの自発的な意思に反して、役職、責任、業務、その他の負担(以下「役職等」という。)を強いられない権利(ただし、ボランティアの自発的な意思に基づき承諾した役職等に附帯する負担等を除く。)
- (2) 行事に参加してボランティア活動の意義を得る権利
- (3) 行事に参加してボランティアスタッフ自身も楽しむ権利
- (4) その他、本則に定める権利の保障を求める権利

(ボランティアスタッフの義務)

第11条:ボランティアスタッフは、次の義務を負う。

- (1) 本則に従うこと
- (2) 事業に参加して知り得たすべての情報については、支部の許可なく一切漏洩しないこと

- (3) 支部、全国脊髄損傷者連合会、正会員および賛助会員の名誉又は信用を失墜させる行為又はそのおそれがある行為を行わないこと
- (4) ボランティア活動中において、事業参加者の生命、身体、財産の安全を脅かす 行動を行わないこと
- (5) 自己の責任において事業に参加すること

(支部の義務)

第12条:支部は、次の義務を負う。

- (1) 本則に従うこと
- (2) ボランティアの活動が円滑に行うことができる環境を整備すること
- (3) ボランティア活動中におけるボランティアスタッフの生命、身体、財産の安全 に配慮し、必要な措置を講じることこと
- (4) ボランティア活動中におけるボランティアのリスクについて、その軽減、回避 を図ること

以上

平成26年 4月 6日施行